

初診の患者様へ

当院では、国の制度により他の医療機関からの紹介状を持たない初診の患者様には、通常の医療費の他に、**特別初診料として医科（歯科口腔外科以外の診療科）7,000円、歯科口腔外科5,000円**をご負担いただいております。

ただし、紹介状をお持ちの方は、紹介科に限り特別初診料はいただきません。

※自費分のため、健康保険（国民健康保険や後期高齢者医療など）の給付の対象とならず、**「こども」や「ひとり親家庭」等の医療費助成制度の対象の方もご負担が必要**となります。

※医科（歯科口腔外科以外の診療科）と歯科口腔外科は健康保険上では別管理となりますので、**それぞれに「特別初診料」のご負担が必要**となります。

※**通院日に紹介状または通院中の診療科の院内紹介なしで、通院中とは異なる診療科を受診する場合は、「特別初診料」の対象**になります。

※**紹介状の対象以外の診療科**については、「特別初診料」の対象になります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

病院長

2022.10.1 改定

Q1 特別初診料とは何ですか？

A1 国が、日常的な診療は地域の「かかりつけ医」が担い、大病院は主に専門医療を担当するという「医療機関の機能分担」を進めるために定めたもので、紹介状の持参がなく、大病院を初診で受診した方には、健康保険の適用部分とは別に負担していただくものです。

Q2 どうして特別初診料の金額が引き上げられたのですか？

A2 国の制度見直しにより、ご負担していただく最低金額が改定されたためです。

なお、当院では、特別初診料として、**7,000円**、歯科口腔外科の場合は **5,000円** を負担していただくものです。

Q3 他の医療機関からの紹介状を持参しないと、診療が受けられないのですか？

A3 紹介状がなくても診察は受けることはできます。

ただし、原則として特別初診料をご負担していただくこととなりますので、当院を受診される前に、まずは、かかりつけ等の医療機関を受診されることをお勧めします。

Q4 大垣市民病院の診療券があれば、負担しなくていいですか？

A4 大垣市民病院の診療券をお持ちでも、次に該当する場合は、原則、初診の扱いとなり特別初診料のご負担が必要となります。

- ・以前に大垣市民病院を受診した事があるが、既にその時の病気が治癒している(治っている)場合
- ・以前に大垣市民病院へ通院していたが、患者様自身の判断で通院を中止された場合
- ・通院日に紹介状または通院中の診療科の院内紹介なしで、通院中とは異なる診療科を受診する場合